

お知らせ

税に関する情報

No. 1

申告が必要です！
住宅ローン控除が
変わります

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11～18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

Q 住民税の住宅ローン控除額は、どう決まるの？

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 給与所得者で住民税の住宅ローン控除の対象となるのは、どういう人？

A これから受け取る平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 住民税の住宅ローン控除を受けるには、どうするの？

A 平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ源泉徴収票を添付して「町道民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を必ず提出してください。なお、所得税の確定申告をされる方は、確定申告書とともに「町道民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署または税務課へ提出してください。確定申告書も町道民税住宅借入金等特別税額控除申告書も、税務課にあります。

Q 平成19年以降に入居した場合は、どうなるの？

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。所得税において、「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されました。確定申告の際に、自分の場合はどちらの方式がいいのか選択することになります。

地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。住宅や家財などの生活資産を対象とした地震保険に加入して保険料を支払った場合に該当します。昨年までの短期損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料は、該当しなくなりましたので注意してください。

●所得控除限度額

所得控除の種類	区 分	所得税	住民税
地震保険料	地震保険料だけの場合	50,000円	25,000円
	旧長期損害保険料だけの場合	15,000円	10,000円
控 除	地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合	50,000円	25,000円

税務課賦課グループ ☎62-9722 ✉z-tyouminzei@memuro.net

一年の終わり、新年の始まりをぜひお仲間で！

忘新年会プラン

宿泊 日帰り
お一人様 1泊2食 6,980円 お一人様 3,980円
お一人様 1泊2食 6,480円 お一人様 3,480円

サービスドリンクお一人様一本付！(ビール、酒、ソフトドリンク) さらにプラス1,000円で90分飲み放題!!

※シングルユース、休前日より、1,000円～1,500円増しとなります。
※4名様以上から御予約承ります。
※ご予約はご宿泊日の3日前までとなります。

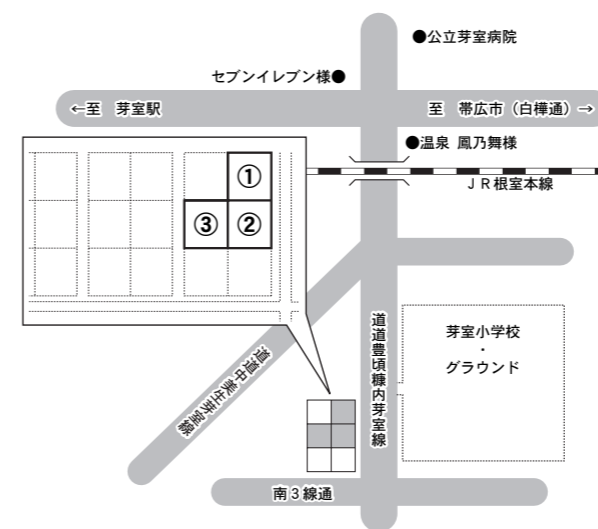
国民宿舎 SKY PARK 新嵐山荘
〒082-0076 北海道河西郡芽室町中美生2線42
TEL (0155) 65-2121 FAX (0155) 65-2123
URL: http://www.netbeet.ne.jp/~arashiyama

町有普通財産土地の売り払い

●売り払い物件

番号	土 地		面 積		価 格 (円)
	地番	地目	m ²	坪	
①	4-11	宅地	395.38	119.60	8,300,000
②	4-13	宅地	395.38	119.60	8,100,000
③	4-14	宅地	384.14	116.20	7,020,000

●物件の位置



☎082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場総務部総務課契約管財係 ☎62-9720 ✉k-keiyaku@memuro.net

●申込期間・方法

12月17日(月)から12月27日(木)まで
*土・日・祝祭日は受付を行いません。
普通財産買受申込書と住民票(世帯全員分)を役場総務課契約管財係へ提出してください(郵送可・締切日必着)。

●売払方法

抽 選

●説明会および抽選

(1)日 時 平成20年1月10日(木) 18時30分
(2)場 所 役場第1庁舎 地下第2・3会議室

●売払条件など

- (1) 1世帯1区画とします。
- (2) 土地の売買契約は抽選日から14日以内とします。
- (3) 土地代金は、契約時に内金として土地代の2割を前納し、残金は土地売買契約日から起算して90日以内に全納とします。
- (4) 申込書を提出する前に必ず、「宅地(旧職員住宅用地)分譲案内書」をお読みいただき、明記された事項を承知してください。
* 申込用紙・分譲案内書の請求は役場総務課契約管財係まで(電話請求可・芽室町ホームページからダウンロード可)

めむろ新嵐山株式会社

上半期経営概要

平成14年度から、新嵐山スカイパーク一帯の管理・運営は「めむろ新嵐山株式会社」(芽室町100%出資)に委託しています。町が100%出資しているということで、今年度上半期の経営状況をお知らせします。

●損益計算書 (平成19年4月1日～9月30日現在)

科 目	金 額 (万円)			備 考
	昨年度	今年度	前年比	
営業収益	8,640	8,840	200	売上高
営業費用	9,308	9,381	73	人件費・原材料費・その他経費
営業利益	△668	△541	127	本業の利益
営業外収益	196	130	△66	雑収入等
経常利益	△472	△411	61	日常的な事業活動による利益

上半期売上高が200万円の増収となりましたが、これは指定管理者委託料受入時期の変更によるものが460万円あり、実質260万円の減収となっています。

レストラン・バーベキュー合わせて170万円増収となったものの、宿泊収入320万円、宴会収入80万円減収となっています。

下半期は、スキー場の入り込みにより売上が大きく左右されます。昨シーズンは極端な雪不足や12月末の大雨などにより大幅な減収となり、会社設立以来初の赤字決算となりましたが、今期は一昨年並の売上げを予定し、会社全体で前年度比1,500万円増収、経常利益は約600万円を予測しております。